

議案第141号

上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高住多目的研修センターの項及び大出口荘の項を削る。

別表第2 高住多目的研修センターの部を削る。

別表第3 大出口荘の部を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。